

函館湾流域下水道事務組合の令和5（2023）年度資金不足比率は、次のとおり。

【資金不足比率】

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
函館湾流域下水道事務組合一般会計	—	20

備考

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
- 2 令和5（2023）年度決算において資金不足は生じていないため「—」で表示